

平成 2 8 年 度  
津 山 市 農 業 委 員 会  
( 4 月 定 例 会 議 事 録 )

平成 2 8 年 4 月 1 1 日 ( 月 ) 1 4 時 0 0 分 ~  
津山市役所 2 F 大会議室  
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数 3 4 名

出 席 委 員 ( 3 4 名 )

1 . 日 笠 治 郎	2 . 木 下 稔	3 . 目 瀬 公 康	4 . 平 田 行 男
6 . 本 山 寛 文	7 . 大 山 正 志	8 . 松 岡 兆 人	9 . 内 藤 修
10 . 植 本 幸 男	11 . 竹 内 隆 一	12 . 只 友 良 春	13 . 光 成 美 文
14 . 坂 本 道 治	15 . 福 田 信 吾	16 . 長 森 健 樹	18 . 森 本 政 孝
19 . 勝 山 修	20 . 井 家 上 淑 子	22 . 福 山 辰 成	23 . 鈴 木 幸 一 郎
25 . 太 田 裕 恭	26 . 川 崎 久 夫	27 . 内 田 増 美	28 . 赤 堀 康 弘
29 . 石 本 惠 二	30 . 南 都 芳 明	31 . 小 島 仁 太 郎	32 . 池 田 幸 正
33 . 尾 島 宏 明	34 . 山 下 英 男	35 . 神 田 圭 介	36 . 寺 元 久 郎
37 . 河 本 廣 道	38 . 溝 口 節 子		

欠 席 委 員 ( 0 名 )

事 務 局 ( 1 0 名 )

坂手 局長	松岡 次長	宮野 主任	藤原 主任
元清水 主任	杉井 主事	三宅 主任	小椋 主任
池上 主任	安藤 主査		
二宮 参与			

## 議 事

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(委員会処分)
- 議案第 2号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第 3号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第 4号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第 5号 非農地証明願承認について
  
- 議案第 6号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの  
判断について
- 議案第 7号 農用地利用集積計画の承認について
  
- 議案第 8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について
  
- 報告第 1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

その他

## 議 事 録

別 紙 の と お り

( 1 4 : 0 0 ~ )

事 務 局 長

失礼します。

それでは只今から、平成 2 8 年 4 月の津山市農業委員会定例会を開催致します。

本日は委員 3 4 名中全員の出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により本会は成立致します。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第 6 条の規定により、以降議事進行は日笠会長にお願い致します。

日 笠 会 長

続きまして、定例会ですが、4 月 1 日に法律が変わりまして、岡山県に農地法第 5 2 条の 4 の規定に基づく要請文を部長に 8 時半に渡して帰りました。このことを報告させていただきます。

それでは、議事録署名人を私の方から指名させてもろうてよろしいか。

\*

日 笠 会 長

はい。

1 5 番福田委員、1 6 番長森委員お願いします。

\*

日 笠 会 長

はい。

よろしくお願いします。それでは、議案に入らせて頂きます。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事 務 局 ( 津 山 )

はい、失礼します。それでは、議案第 1 号の説明を致します。今回、津山地区から 3 件、加茂地区から 2 件の計 5 件の申請です。議案書のページで申しますと、1 ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

まず、津 1 - 1 についてですが、岡山市の 6 0 歳男性から、草加部の農業を営む 6 3 歳男性への、贈与による所有権移転です。農地法第 3 条第 2 項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津 1 - 2 についてですが、二宮の 6 6 歳男性から、同所 3 8 歳会社員男性への贈与による所有権移転です。農地法第 3 条第 2 項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津 1 - 3 についてですが、下田邑の 9 1 歳男性から、同じく下田邑の農業を営む 7 3 歳男性への、増反による所有権移転です。農地法第 3 条第 2 項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

事 務 局 ( 加 茂 )

はい、失礼します。続きまして、加茂地区分を、議案書をもとに説明します。

加 2 - 1 ですが、山北の 6 5 歳の男性から加茂町物見の 5 0 歳、会社員の男性への増反による所有権移転でございます。農地法第 3 条第 2 項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細については別紙調査書のとおりでございます。

続きまして、加 2 - 2 ですが、加茂町公郷の 5 5 歳の男性から、加茂町公郷の 5 4 歳、会社員の男性への増反による所有権移転でございます。農地法第 3 条第 2 項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細については別紙調査書のとおりでございます。議案第 1 号の説明は以上でございます。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。

それでは、地元委員さんの説明をお願いします。

福 山 委 員

津 1 - 1 ですが、自宅のすぐ前の田んぼです。現在も田んぼを作られているので、問題ないと思います。

日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。
福 田 委 員	親子間贈与であって問題ないと思います。宜しくお願いします。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。
池 田 委 員	この人も本気でお百姓されているので、問題ないと思いますので宜しくお願いします。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。
只 友 委 員	1 2 番只友です。この件は受け人が山北になっていますが、もとは物見の人間で、農業をやりたいということで、こういうことになっています。以上です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。
竹 内 委 員	1 1 番竹内です。公郷アイメン2424でございますが、現在も農業しており、問題ないと思います。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。今議案第 1 号に対して事務局並びに地元委員さんの説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。
* 日 笠 会 長	ありません。
* 日 笠 会 長	ありませんか。
* 日 笠 会 長	はい。
* 日 笠 会 長	それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。 多数、挙手
日 笠 会 長	はい、賛成多数という事でありがとうございます。 議案第 2 号農地法第 4 条の規定による農地の転用許可申請承認について上程します。事務局説明願います。
事務局（津山）	はい、失礼します。議案第 2 号の説明を致します。今回、津山地区から 3 件のみです。議案書のページは、2 ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 津 1 - 1 番・国分寺の田、846㎡の件についてです。農地区分は、第 1 種、第 3 種に該当しないため、第 2 種と判断しています。転用目的は貸露天駐車場です。転用事業者は、国分寺にお住まいの団体役員の男性です。申請者が園長として勤めている保育園の職員専用駐車場を借りていましたが、地権者の意向で返さなければいけなくなり、用地選定をしましたが、適した土地が無く、保育園に隣接する所有農地を、露天駐車場として造成するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁の利用と水路を設け、既存沈殿柵を介して、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の添付を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。 津 1 - 2 番・高野本郷の田、1,190㎡の件についてです。農地区分は、第 1 種、第 3 種に該当しないため、第 2 種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設 1 施設です。転用事業者は、高野本郷にお住まいの無職の男性です。高齢となり耕作が困難になり、さらに農業後継者もいないので、太陽光発電施設として利用するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存ブロックと既存畦畔を利用し、雨水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差支えない旨の意見書の提出を受けております。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などからみて、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。 津 1 - 3 番・高野本郷の畑、414㎡の件についてです。農地区分は、第 1 種、第 3 種に該当しないため、第 2 種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力30.9kW程度の太陽光発電施設 1 施設です。転用事業者は、高野本郷にお住まいの無職の男性です。高齢となり耕作が困難になり、さらに

農業後継者もいないので、太陽光発電施設として利用するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存畦畔を利用し、雨水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差支えない旨の意見書の提出を受けております。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などからみて、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。議案第2号の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。今議案第2号に対して事務局の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

\*

日 笠 会 長

ありません。

\*

日 笠 会 長

はい。

\*

日 笠 会 長

それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

多数、挙手

はい、賛成多数という事でありがとうございます。

議案第3号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山）

はい、失礼します。議案の説明の前に、訂正と議案の削除をお願いします。

4ページ、津1-5の建蔽率を23%としておりますが、24%に訂正を、勝4-1について取下げの申請が出ましたので、議案からの削除をお願い致します。

それに伴いまして、4ページ一番下に記載しております合計欄、件数を7件、合計面積を5,865㎡、田を5,401㎡と修正をお願いします。繰り返します。4ページ、津1-5の建蔽率を24%に、勝4-1について議案から削除を、合計欄、件数を7件、合計面積を5,865㎡、田を5,401㎡と修正をお願い致します。

それでは改めまして、議案第3号の説明を致します。今回、津山地区から7件のみです。議案書のページは、3ページから4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

津1-1番・川崎の田、1,152㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は、共同住宅用地で、施設の概要は、共同住宅2棟と露天駐車場で、建蔽率は34%です。転用事業者は、真庭市に本店を置く資金の額100万円の株式会社で、主な業務は不動産売買です。転用にあたり、境界部分については、水路を設置し、溜柵を設け既存排水路に接続し、生活排水については、公共下水に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差支えない旨の意見書の提出と、残高証明書の添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、津1-2番・勝部の田、2,992㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、勝部に主たる事務所を置く資産の総額3億5,708万6,664円の社会福祉法人で、主な業務は第二種社会福祉事業です。転用事業者は、身体障害者通所授産施設を運営しており、現在職員が15名、施設利用者が55名程いますが、年々利用者が増加しており、さらに、施設内に車両を駐車しており、出入り業者も5~6台あるため、駐車場を圧迫している状態であり、露天駐車場として造成するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、芝付法面、コンクリート擁壁及び水路を設け、雨水については排水施設及び沈殿柵を設け、既設水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。勝部水利組合から、排水承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、津1-3番・平福の田、270㎡の件についてです。農地区分は、第

1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て、全高8m程度の居宅1棟で、建蔽率は24%です。転用事業者は、中島にお住いの会社員の男性です。現在、借家に居住しており、子どもも増え手狭となったことから、実家に隣接する祖父の土地を譲り受け、居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁の利用と新たに擁壁を設け、雨水については、水路と溜柵を設け、既設水路に接続し、生活排水については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から、差支えない旨の意見書の提出と、祖父所有の雑種地を進入路として使用する事から、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、津1-4番・河面の田、391㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業はされておらず、周辺の状況から第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、軽量鉄骨造2階建て、全高8.8m程度の居宅1棟と露天駐車場で、建蔽率は23%です。転用事業者は、高野本郷にお住いの会社員の男性です。現在、借家に居住しており、子どもも成長し手狭となったので、実家に隣接する祖父の土地を譲り受け、居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロック、法面工及び水路により対処し、雨水については、排水施設及び沈殿柵を設け、既存排水路に接続し、生活排水については合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、津1-5番・河面の田、296㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て、全高6.5m程度の居宅1棟で、建蔽率は24%です。転用事業者は、近長にお住いの団体職員の男性です。現在、借家に居住しており、子どもが増え、永住できる様居宅を建築するため、転用するものです。

転用にあたり、境界部分については、擁壁を設置し、雨水については、排水路及び集水柵を設け、既存排水路に接続し、生活排水については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます

続きまして、津1-6番・田熊の畑、464㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て、全高8m程度の居宅1棟と露天駐車場で、建蔽率は23%です。転用事業者は、隣接地にお住いの会社員の男性です。現在、両親と同居していますが、家族も増え、手狭となってきたことから、祖父の土地を譲り受け、居宅を建築するため、転用するものです。

転用にあたり、境界部分については、既存石垣の利用と、側溝を設け、雨水については排水施設を設け、既存水路に接続し、生活排水については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。田熊池川水利組合から、差支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。

続きまして、津1-7番・東一宮の田、300㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、北園町に本店を置く、資本金の額1,000万円の株式会社で、

主な業務は医薬品並びに工業薬品及び化粧品の卸小売業です。申請地の近隣の病院の向かいに調剤薬局を建設予定ですが、建築地だけでは、駐車スペースが不足するので、露天駐車場として造成するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロック塀を設置し、路面は舗装し、雨水については、勾配を設け、既設排水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。また、現地は通学路に面しており、警察とも協議したうえで、車両の出入り口を限定するなどの対策を施した計画図面の添付を受けております。昭和池土地改良区から、差支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。議案第3号の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。

それでは、現地調査の説明をお願いします。

鈴 木 委 員

23番鈴木です。事務局1名、委員2名の計3名で現地調査行いました。結果、先程事務局の言われたとおり、問題ないと思いますので、宜しくお願いします。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。議案第3号に対して事務局並びに現地調査の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

\*

ありません。

日 笠 会 長

ありませんか。

\*

はい。

日 笠 会 長

それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

\*

多数、挙手

日 笠 会 長

はい、賛成多数という事でありがとうございます。

議案第4号農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山）

はい、失礼します。議案第4号の説明を致します。今回、津山地区から2件のみです。

議案書のページは、5ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

津1-8番・二宮の田、1,422㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、二宮にお住いの無職の男性です。所有者が高齢となり、農業後継者もいない事から、娘婿である申請者が申請地を借り受け、太陽光発電施設として造成するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、素掘り水路を設け、雨水を流し、沈殿柵を設け、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。灘池土地改良区から、差し支えない旨の意見書提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、津1-9番・平福の田、179㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、先ほどの議案第3号津1-3と同一で中島にお住いの会社員の男性です。現在借家に居住しており、祖父所有の土地に居宅を建築しますが、駐車場の狭く、さらに、実家の母や祖父が駐車場として使用している部分を居宅を建築するにあたり進入路として利用するため駐車場が無くなることから、祖父所有の申請地を借り受け、露天駐車場として造成するため、転用するものです。転用に当たり、境界部分については、既存ブロック擁壁を利用し、雨水については、自然浸透させ、敷地内の水抜きパイプに排水させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。議案第4号

の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。今議案第4号に対して事務局の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

\*  
日 笠 会 長 ありません。

\*  
日 笠 会 長 ありませんか。

\*  
日 笠 会 長 はい。

\*  
日 笠 会 長 それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

\*  
日 笠 会 長 多数、挙手

\*  
日 笠 会 長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。議案第5号非農地証明願承認について上程します。写真が回るまで、休憩とします。

\*  
写真回覧、休憩

\*  
日 笠 会 長 坂本委員、退室

日 笠 会 長 写真を見てもろうたんで、再開させてもらいます。

筆頭者の方、説明をお願いします。

大 山 委 員 津1-1について、説明させていただきます。場所は県道大田線沿いに位置し、平成元年頃に母屋を建てた時にわずかに残っていた土地が畑地であったということで、致し方ないと思います。宜しくお願いします。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。

鈴 木 委 員 津1-2です。こちらはたくさんありますが、備考欄のとおりなんで、今更元に戻すのは不可能だと思いますので、宜しくお願いします。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。

小 島 委 員 31番小島です。前年度、27年の10月か11月頃に火事がありまして、建て直す準備をしていたら、10年前につついてしまっていたということですので、ご審議の程、宜しくお願いします。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。

福 田 委 員 15番福田です。この件につきましては、事務局の方からこの人の農地を作ってくれる方がいなくなったんで、作り手を探してほしいということから、始まりました。その過程で、宅地の中に田んぼが一部残っておるということで、見れば15m程細長く残っております。これはこの人のお父さんが昭和51年頃に家を建てた時から、そうなおったということで、申請しております。宜しくお願いします。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。

井 家 上 委 員 20番井家上です。津1-5について、説明します。先程、議案第3号の5条の津1-4の所で、名前が出とったんですけども、それについて、違反転用箇所が見つかりまして、正しくしたいということで、今回非農地にして下さいということで、確認しました。

それから、津1-6ですが、これも■■■■が病人を抱えとられまして、自宅を立て直したかったんですけども、その自宅を壊すことができなくて、他の所、隣接した所に新しく建てたんですが、畑の所へはみ出てしまったということで、今回申請が出ております。

次に、津1-7です。これも5条の津1-6でご審議いただきましたが、これもお孫さんへ土地を譲る為に■■■■の倉庫と駐車場が違反という形になっておりましたので、今回正しくしたいということで、この度出てきております。

それから、津1-8ですが、私の方にお電話いただきまして、坂本委員さんがご立腹なんですけど、本当に河辺のご当地の方を除けまして、大崎と私の方で現地見させていただきまして、皆さんにもご迷惑をおかけしたと思います。気を付けてまいりたいと思いますので、宜しくお願いします。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。

本 山 委 員 6番本山です。津1-9について、説明させていただきます。場所は大崎小学校



日池	笠田	会委	長員	<p>の北側の田んぼなんですけど、昭和63年頃に建物がありまして、その田んぼの一部を宅地として利用していたということです。やむを得ないと思いますので、宜しくお願いします。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>32番池田です。場所は二宮から上がった所に安養寺という碑がありますが、その所をちょっと上がったたばこ屋から200m程入ったところです。これは娘さんが家を建てるということで、出てきました。これは利用状況調査の時分から引っかかっていたんですけど、家を建てることになると間口がなんぼということになって色々立ち回ってこういうことになりました。親から名義は変わっていったんですけど、新築予定の土地の右側に家が建っているために、進入がちょっと難しかった、その進入路を利用しようとしたところ、地目が農地だったということで、指導したうえで現在の申請になったんですけど、さっき、写真回覧があったんですけど、家がどっちも建っています。その間口を広げる為ですので、ひとつ宜しくお願いします。</p> <p>それから、津1-11ですが、ちょっと工場になっとなって、それが、これに書いてあるとおりです。家も建つとるので、どうにもならないと思います。宜しくお願いします。</p>
日勝	笠山	会委	長員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>19番勝山です。津1-12について説明します。場所は昭和池の上で、平成10年頃に風が強いので、畑に木を植えて、防風林をこしらえたということです。</p> <p>それから、津1-13について説明致します。場所は有木モータースから北へ200mの所に畑があったんですけど、高齢化でどうにもできないという状態ですので、ひとつ宜しくお願いします。</p> <p>それから津1-14について説明します。場代は横野から玉藻へ行く、道の間くらいであります。そこから200m程上がった所に、昔田んぼを売った残りがあります。そこに木が生えとる状態です。詳しいことは備考欄にありますので、宜しくお願いします。</p>
日長	笠森	会委	長員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>16番長森でございます。津1-15についてご説明を致します。ここに6筆ありますが、上3つは道路になっていたり、倉庫や宅地の一部になっているということです。その下の2つですが、1つは進入路としての利用、1つは昔ハウス利用だったんですけど、その後車庫として利用しているということで、悪気はないようなので、致し方ないと思います。宜しくお願いします。</p>
日只	笠友	会委	長員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>12番只友です。加茂町物見の件、この3つに関しては、住所は岡山市とありますが、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>は加茂町物見の生まれでございます。利用状況等、備考欄のとおりですので、宜しくお願いします。</p>
日竹	笠内	会委	長員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>11番竹内です。加2-2でございますが、昭和47年頃から、工場の敷地として使っていたということです。</p>
日川	笠崎	会委	長員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>勝北の4-1、4-2、4-3について、説明をしたいと思います。</p> <p>勝4-1につきましては、備考欄のとおりです。</p> <p>勝4-2につきましても、備考欄のとおりで、戦後食糧難のときの畑で、通作できる場所でなく、どうしようもない状況です。</p> <p>それから、勝4-3につきましては、これも終戦後の開墾畑でして、もう木が生えとる状態です。平成元年頃に植林してしまっております。宜しくお願いします。</p>
日尾	笠島	会委	長員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>33番尾島です。勝4-4ですが、戦後の開墾畑として、青りんごを植えておりましたが、その後、農地法を知らずに植林してしまったということです。</p>

				勝4 - 5でございますが、隣接地でございますが、これも青りんごを植えておりました。しかし、りんごの需要もなく、農地法を知らずにこちらも檜を植林してしまったということです。
日平	笠田	会委	長員	はい、ありがとうございました。 4番平田です。勝4 - 6を説明させていただきます。この方は農地法を知らずに植林してしまったということで、なかなか原状に復旧もできないと思いますので、ご審議の程、宜しくお願いします。 続きまして、勝4 - 7ですが、昔はされとったようですが、山の上で機械も入らないような状態ですので、植林をしてしまったということで、原状に復旧もできないと思いますので、宜しくお願いします。 続きまして、勝4 - 8ですが、この方は自宅の横ですが、農業用の資材置場ということで、使用されておりますので、ここの原状復旧というのは難しいと思いますので、宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。今議案第5号に対して、筆頭者の方の説明がありました。これに対して何かありますか。
		*		ありません。
日	笠	会	長	ありませんか。
		*		はい。
日	笠	会	長	はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。
		*		多数、挙手
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。議案第6号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。筆頭者の説明をお願いします。
森	本	委	員	18番森本です。これ2筆出ていますけど、これは高倉と綾部の境界ぐらいでして、これは1筆が高倉、1筆が綾部になります。鈴木委員と現地を確認しましたが、現地は復旧等とても困難な状態ですので、宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
鈴	木	委	員	23番鈴木です。津1 - 2ですが、これは意向調査の関係です。現地確認しましたが、原野化と言いますか、とても元に戻るような状態でないと判断しました。 それから津1 - 3。これも現地確認しました。これについても山林化したり、木が生えたりしており、元には戻らない状態ですので、宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
福	山	委	員	22番福山です。津1 - 4ですが、近長分です。谷あいの1番上の所で、書いてあるとおり、復旧は困難だと思いますので、宜しくお願いします。
神	田	委	員	高野本郷分ですけど、場所は美作の丘の近くです。現地まで雑木が生えて入って行けません。致し方ないと思います。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
小	島	委	員	津1 - 5。小島説明します。新錦橋押入線の近藤組の事務所の南側で、造成してある所の一部が残っていたということで、原野化しています。宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
只	友	委	員	12番只友です。加茂町の青柳の件ですが、本人は今ここに戻っております。この備考欄にありますように、元に戻るのが著しく困難と判断しております。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
寺	元	委	員	36番寺元です。これは一昨年農地パトロールで見つけた分です。津山と加茂の間にある真福寺の山のふもととして、集落の突き当りです。現状は備考欄のとおりです。宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
山	下	委	員	34番山下です。加2 - 3ですが、ここはもう山林化していて、どうにもならん

				状態です。
				それから加2 - 4なんですけど、224-1というのは先程220の上にあたるところで、これもどうもならん所です。367-1というのはちょっと離れているんですけども、三方がもう山に囲まれた所です。宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
竹	内	委	員	加2 - 5でございますが、場所は加茂駅から、東へ約1 km上がった所なんですけど、30年ぐらい前までは梨を作っておりましたが、高齢化でやめたため、山林化したというような状況です。
				次の加2 - 6でございますが、ここも山林化した状態でした。
				それから加2 - 7ですが、ここも山林化した状態でした。以上です。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
尾	島	委	員	33番尾島です。勝4 - 1の説明を致します。西中ですが、新野小学校から北へ約1 km上がった所です。詳細は備考欄のとおりですので、宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
内	田	委	員	27番内田です。勝4 - 2です。場所は県道日本原堀坂線の中腹くらいに東津工業があります。そこから、北東に行った所です。現地では、檜が生い茂っておりまして、元の畑に戻すのは著しく困難だと思います。
				それから、勝4 - 3ですけど、これは自宅の家の東側ですけど、木が生い茂っておりまして、元に戻すのは、著しく困難だと思いますので、宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
赤	堀	委	員	28番赤堀です。勝4 - 4について、説明します。場所は53号線を勝北に入っ
				てすぐに鈴木鉄工所というのがあります。鈴木鉄工所の真北に土地があります。鉄工所の擁壁が高いもんですから、まっ暗く、その裏に農道が走っているんですけど、日中も真っ暗いような感じの所です。墓が一部ありまして、以前開墾したような畑です。今は何も作れるような所ではありません。ご審議の程、宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
植	本	委	員	10番植本です。久5 - 1について、説明させていただきます。備考欄のとおり、原野化しておりまして、耕作するにはちょっと無理だろうという所です。宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。今議案第6号に対して、筆頭者の方の説明がありました
				りましたが、これに対して何かありますか。
		*		ありません。
日	笠	会	長	ありませんか。
		*		はい。
日	笠	会	長	はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。
		*		多数、挙手
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。議案第7号農用地利用集積
				計画の承認について上程します。事務局簡単に説明願います。
事務局（津山）				はい、失礼します。それでは、議案第7号農用地利用集積計画の承認について、説明致します。
				今回の利用権設定は、16ページの表にありますように、田582,143㎡、畑5,887㎡、計588,030㎡です。筆ごとの権利の内訳は、17ページから32ページの各筆明細に記載してありますように、津山地区75件、加茂地区12件、阿波地区23件、勝北地区43件、久米地区25件の計77件です。
				以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。議案第7号の説明は以上です。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。今議案第7号に対して事務局が説明しましたが、承認いただけますか。

*	日 笠 会 長	はい。
		よろしいか。
*	日 笠 会 長	はい。
		はい、賛成の方は挙手でお願いします。
*	日 笠 会 長	多数、挙手
		はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。議案第8号相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について上程します。事務局説明願います。
事務局（津山）		はい、失礼します。それでは33ページ議案第8号について、説明致します。今回、津山地区から1件のみの申請です。この申請は、相続により取得した農地に対する「相続税の納税猶予制度」を適用するために、相続人から証明願いが出されたものです。農地の納税猶予を受けるためには、相続税申告書の提出期限までに相続人がその農地を取得し、かつ農業経営を開始するなどの要件を満たす必要があります。その要件を満たしていることの証明を農業委員会が行い、相続人はその「適格者証明書」を添付して税務署に申告書を提出しなければなりません。このたび申請のあった農地について現地確認をしたところ、全ての農地を効率的に利用し、適正に管理し農業経営を行っていましたので、適格者としての要件を満たしていると考えられます。議案第8号の説明は以上です。
日 笠 会 長		はい、ありがとうございました。今議案第8号に対して事務局が説明しましたが、承認いただけますか。
*	日 笠 会 長	はい。
		よろしいか。
*	日 笠 会 長	はい。
		はい、賛成の方は挙手でお願いします。
*	日 笠 会 長	多数、挙手
		はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明して下さい。
事務局（津山）		はい、失礼します。それでは、報告第1号について説明します。議案書のページは34ページから36ページです。今回は、相続によるものが8件・時効取得によるものが1件で、計9件40筆となっております。1-1・1-5・1-6については、現況が雑草繁茂、山林化、一部無断転用などの農地がありましたので、適正な管理や適正な手続きをとるよう通知しております。また、1-7・1-8については、あっせんの希望があるため、地区担当農業委員さんに耕作者を探すことをお願いしています。その他詳細は議案書のとおりです。報告第1号の説明は以上です。
日 笠 会 長		はい、ありがとうございました。
		これで議案は終わりましたが、皆さんの方から何かありませんか。
*	日 笠 会 長	ありません。
		ありませんか。
*	日 笠 会 長	はい。
		無い様でしたら、事務局の方からお願いします。
事務局（津山）		失礼します。私の方から、農地利用意向調査について御連絡させていただきます。平成28年2月29日付で対象農家202軒に意向調査を実施しているところですが、この調査の調査票の提出期限を先月末の3月31日として送付しておりました。この意向調査についての回答率ですが、現在筆ベースで56%となっており、半数程度が未だ回答がない状況です。3月の定例会でもお伝えしておりますが、この意向調査については、農地の利用について実際に解決が図られるまでずっと、その後の状況について委員さんで記録をとっていただいたり、相談状況や指導状況についても常々報告いただくこととなっております。本日、お手元にお配りしております一覧は、4月8日現在の意向調査回答状況一覧です。

まず、未提出への対応ですが、委員の皆様におかれましては、お忙しい中大変お手数ですが、未提出の対象者にお声掛け頂き、意向調査票の提出をご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、指導のために相手先に訪問するに当たり、住宅地図等が必要でありましたら、事務局まで御連絡頂ければご用意させていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、郵便未達による返送日の欄については、まず送付先を特定する必要があり、各農業委員さんにおかれましては、昨年と同様に対象者の住所周辺や対象土地周辺の方などにお聞き取り頂くなどにより、再送付先の調査をしていただきますようお願い致します。再送付先が判明しましたら、事務局までお知らせください。事務局から判明した先に調査票を再送付させていただきます。

また、既に各農業委員さんのところに色々と相談があり、農業委員さん相互で連携をとって頂いているところであると思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。次に回答のあったものについてですが、お配りしております一覧を一度確認頂き、回答のあった意向を参考に追跡調査をお願い致します。特に、自由記載欄に意見や相談を希望しているものもありましたので、よろしくお願いいたします。

なお、回答のあったものの一覧の右端にある進捗状況の欄に「完了」が入っているものについては、すでに非農地申請が提出されるなど追跡が完了してある筆となっています。追跡調査が完了しているものにつきましては、追跡記録簿の御提出をよろしくお願いいたします。農地利用意向調査についての連絡は、以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 次 長

次回の開催連絡をお願いします。

事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。次回の5月の定例委員会ですが、5月10日火曜日午後1時30分より、市役所2階202会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回の5月の定例委員会ですが、5月10日火曜日午後1時30分より、市役所2階202会議室で行います。

それに伴います現地調査ですが、5月6日金曜日午前9時30分より各地区で行っていただきたいと思っております。各地区の担当委員さんを申し上げます。

津山地区につきましては、31番小島委員さん、32番池田委員さん、35番神田委員さんをお願い致します。

加茂・阿波地区につきましては、34番山下委員さん、36番寺元委員さん、11番竹内委員さんをお願い致します。

勝北地区につきましては、27番内田委員さん、28番赤堀委員さん、33番尾島委員さんをお願い致します。

久米地区につきましては、37番河本委員さん、8番松岡委員さん、10番植本委員さんをお願い致します。

次回の定例会の日程等についての事務局からの連絡は、以上でございます。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。それでは議事を終了します。

なお先月、井家上委員さんと溝口委員さんが東京に研修に行かれたので、その報告をこの後してもらいますので、宜しくお願いします。

木 下 会 長 代 理

それでは、これもちまして4月の定例委員会を閉会と致します。ご苦労様でした。

\*

お疲れ様でした。

( 15 : 09 終了 )

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 (印)

---

署名委員 (印)

---